平成３０年（フ）第５１９号
東京都足立区西綾瀬３丁目４―12―201
債務者　浜田和孝こと　濱田　和孝
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　俣野　紘平
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５５６号
東京都港区三田５丁目６―11　レジディア白金高輪Ⅱ601、住民票上の住所東京都港区三田５丁目６―11―601
債務者　瀧川　泰行
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　英生
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５６２号
東京都練馬区関町東１丁目29―６―102
債務者　阿部　貴紀
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山陽一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５９９号
東京都世田谷区弦巻５丁目９―７―30
債務者　宮本　智子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松宮　徹郎
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２３４３号
札幌市東区北35条東８丁目２番23―119号、住民票上の住所札幌市東区北35条東８丁目２番23―109号
債務者　沖田　廣志
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９７号
札幌市北区屯田７条11丁目２番１―307号
債務者　菅野　博之
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０３号
北海道恵庭市桜町２丁目５番４―302号
債務者　藤吉　弘子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８０号
釧路市入江町３番24号　コーポ入江　Ⅰ号室、申立前の住所釧路市宮本２丁目９番６号
債務者　高橋　一之
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１１号
釧路市緑ケ岡２丁目16番21号
債務者　渋谷　俊子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４０４号
盛岡市東安庭１丁目23番46号
債務者　吉田　俊子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４１６号
岩手県滝沢市室小路664番地７　アーバンライフ室小路Ａ107号
債務者　小山田綾子（旧姓大沢）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第７号
盛岡市湯沢西１丁目12番16号
債務者　石川　　隆
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１０号
盛岡市神子田町16番７号　サニーサイド神子田104号、前住所盛岡市本宮３丁目45番12号パレー・ブランカ201号、前々住所盛岡市南仙北２丁目20番４号　佐藤アパート２号
債務者　齊藤　智也
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第３号
福島県喜多方市字沼田6983番地１　コーポ沼田205号室、前住所福島県喜多方市岩月町入田付字治里南86番地１
債務者　渡部　啓介
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
群馬県藤岡市本郷903番地16
債務者　小林惠理子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部